

●香川県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年5月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成25年3月14日	医療法人社団大仁会 大西病院	観音寺市茂西町1丁目1番41号
平成25年3月31日	広瀬整形外科医院	丸亀市中府町1丁目5番40号
平成25年3月31日	高尾医院	坂出市元町1丁目10番5号
平成25年3月31日	角齒科医院	東かがわ市三本松1277番地5
平成25年3月31日	こぐま薬局	観音寺市八幡町1丁目5番32号
平成25年3月31日	ごじょう薬局	仲多度郡琴平町五條653番地1
平成25年4月1日	松浦外科胃腸科医院	仲多度郡琴平町五條1054番地8